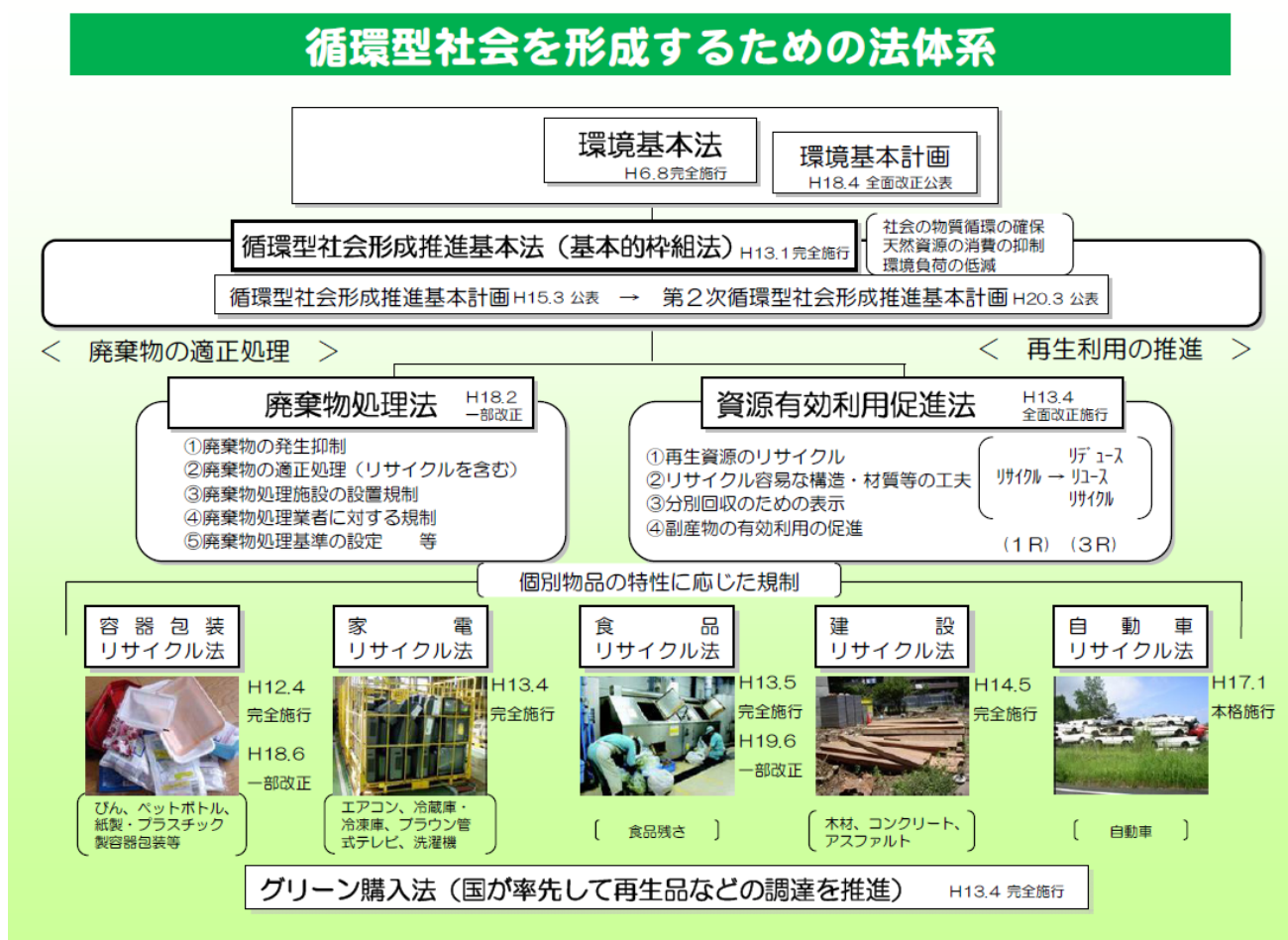


ごみ処理にかかる国や社会の動向について

1. 循環型社会の形成に向けた法体系

○環境基本法の基本理念のもと平成13年1月に完全施行された循環型社会形成推進基本法をはじめとして、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行など、循環型社会の形成に向けた法体系の整備が進められてきた。

図1 循環型社会を形成するための法体系



出典：「循環型社会への新たな挑戦」環境省（平成20年9月）

2. 循環型社会形成推進基本法（循環型社会形成推進基本計画）

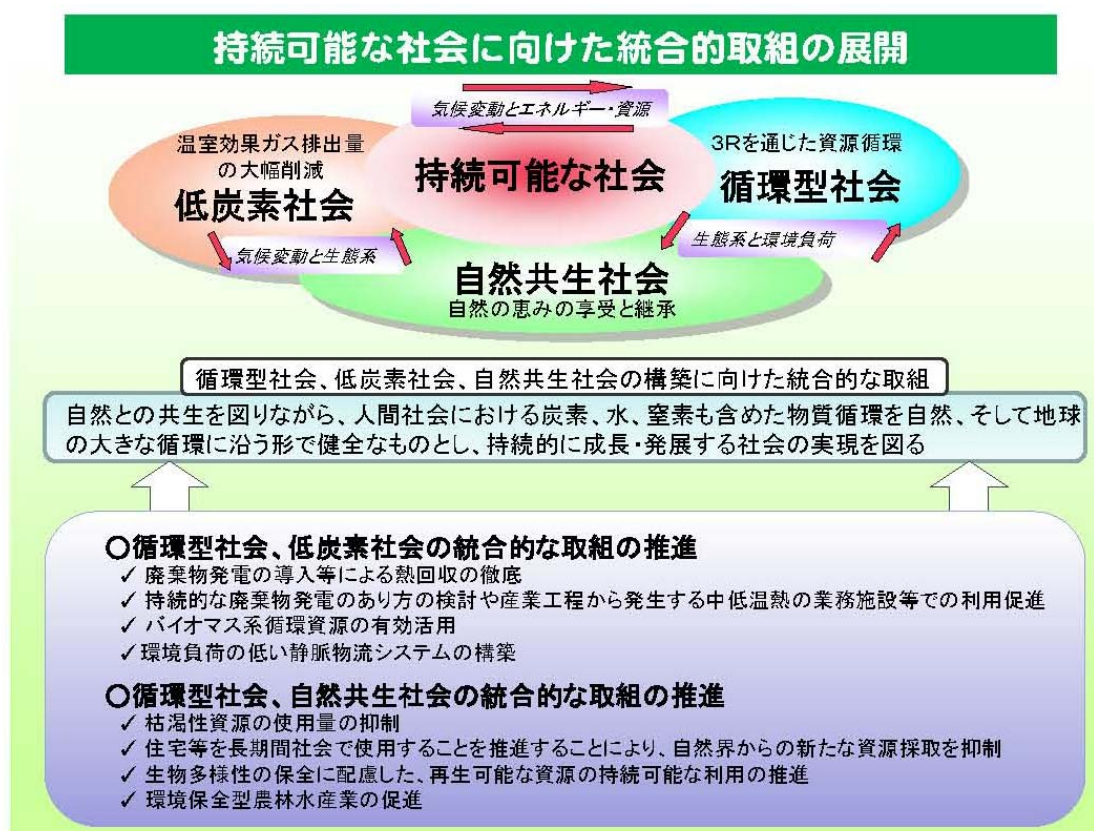
○循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会における基本的枠組みを示している循環型社会形成推進基本法に基づき、平成20年3月に改定された。

○改定では、持続可能な社会に向け、低炭素社会や自然共生社会の統合的な取り組みの推進（廃棄物発電の導入、バイオマス系循環資源の有効利用等）、地域特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する地域循環圏の構築等の内容が充実・強化された。

表 1 循環型社会形成推進基本計画で示されている数値目標等

[物質フロー指標]	
○「入口」:	資源生産性(=GDP/天然資源消費)を平成27年度に約42万円/tにする(平成12年度から概ね6割向上)。
○「循環」:	循環利用率(=循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))を平成27年度に約14~15%にする(平成12年度から概ね4~5割向上)。
○「出口」:	最終処分量(=廃棄物最終処分量)を平成27年度に約23百万tとする(平成12年度から概ね60%減)。
[取組指標(一般廃棄物の減量化)]	
○1人1日当たりのごみ排出量:	平成27年度に平成12年度比(約1,185g)で約10%削減する。
○1人1日当たりの生活系ごみ排出量:	平成27年度に平成12年度比(約660g)で約20%削減する。
○事業系ごみ排出量:	平成27年度に平成12年度比(約1,799万t)で約20%削減する。

図 2 持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

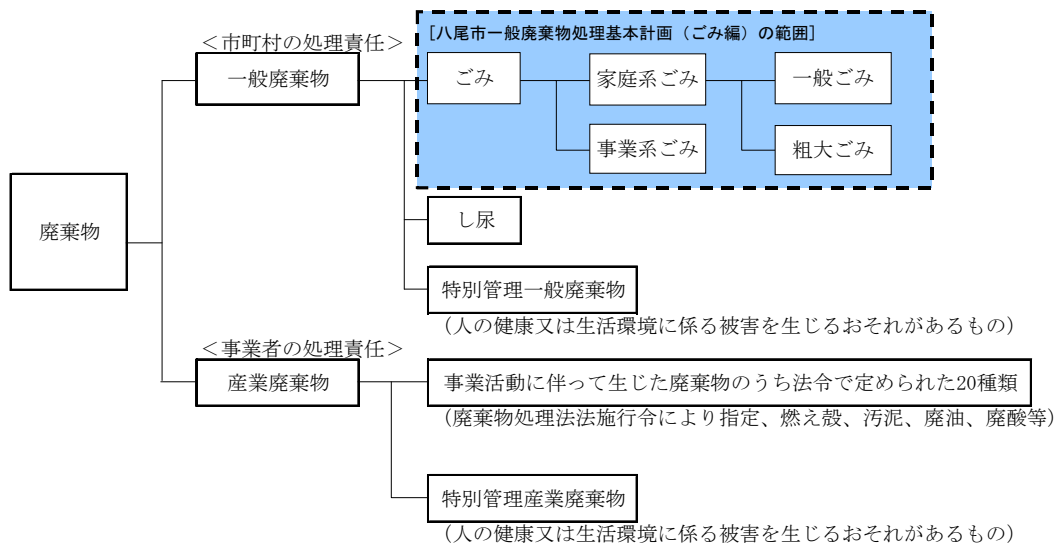


出典:「循環型社会への新たな挑戦」(環境省)

3. 廃棄物処理法

- 廃棄物処理法は、廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、他の公害関係法とともに昭和45年に制定された。
- 廃棄物の区分は、図3に示すとおり、市町村に処理責任がある一般廃棄物、事業者処理責任がある産業廃棄物に分類される。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など政令で定める廃棄物のことをいう。

図3 廃棄物の区分



4. 資源有効利用促進法

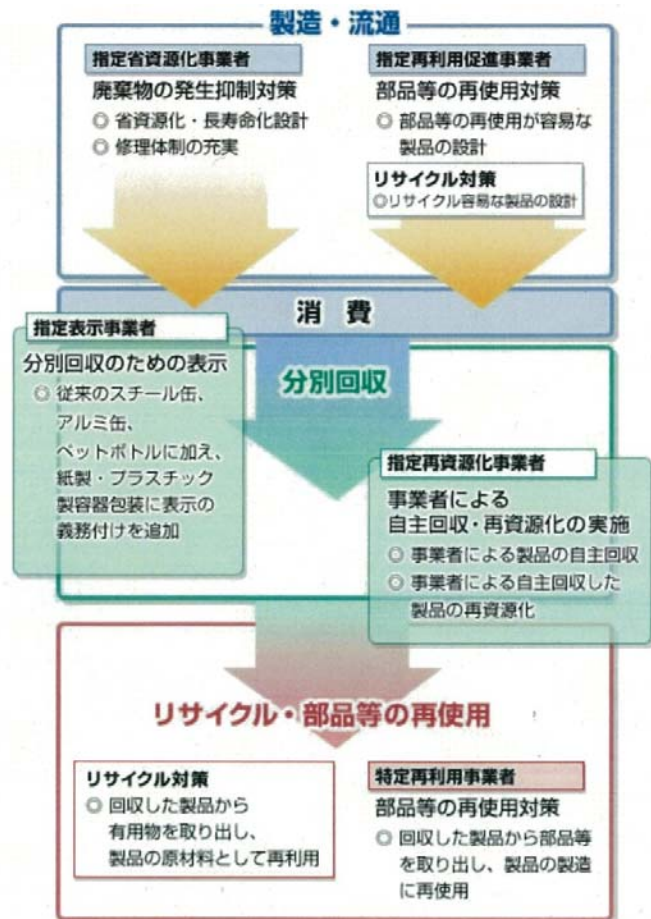
○資源有効利用促進法は、循環型社会を形成していくために必要な3Rの取り組みを総合的に推進するために、平成13年4月に施行（「再生資源の利用の促進に関する法律」を全面改正し施行）された。

○事業者に対して3Rの取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定（10業種・69品目）し、製品の製造段階や設計段階における3R対策、分別回収のための識別表示、小型二次電池やパソコンの事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など事業者が取り組むべき事項を省令で規定している。

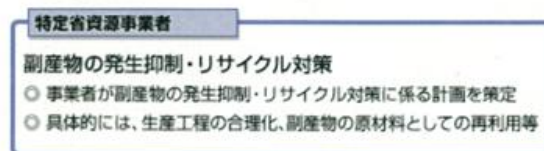
○製品の製造から廃棄までの流れと事業者の取り組みを図4に示す。

図4 資源有効利用促進法の流れと事業者の取り組み

[製品対策]



[副産物対策]



出典：「資源有効利用促進法」経済産業省ホームページ

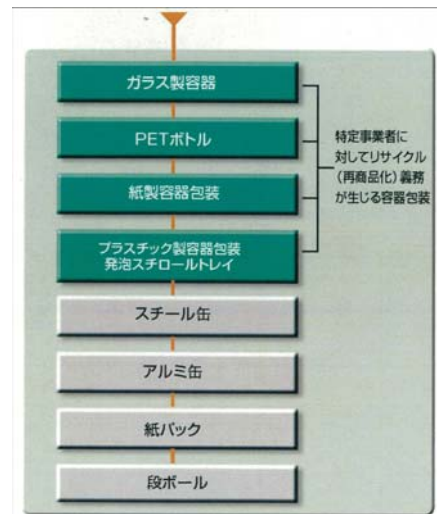
5. 個別リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法

○容器包装リサイクル法は、家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にし、容器包装材の適正処理及び有効利用の確保を図ることを目的に、平成12年4月に完全施行された。

○特定事業者（※）に再商品化義務が生じる容器包装は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装である。（図5）

図5 対象となる容器包装



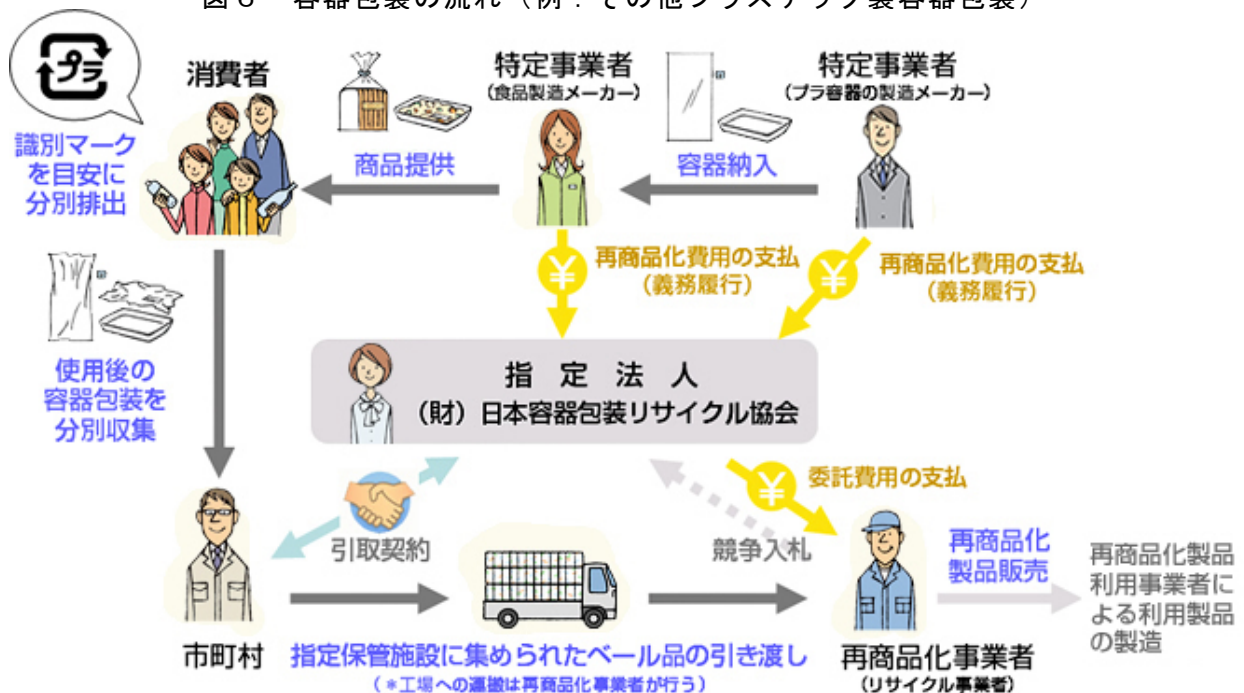
出典：「容器包装リサイクル法」
経済産業省

※特定事業者とは、「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者、「容器」を製造する事業者、「容器」及び「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者のことをいう。なお、一定規模以下の小規模事業者は、法の適用が除外されている。

[指定法人ルートによる容器包装の流れ]

○指定法人ルートの場合の容器包装の流れをその他プラスチック製容器包装を例に、図6に示す。市町村は、分別収集後に選別保管施設で異物を一定割合以下に除き、再商品化事業者まで運びやすいように圧縮梱包（べール化）を行う。それ以降の再商品化は、指定法人から委託費用を受け取って再商品化事業者が行う。

図6 容器包装の流れ（例：その他プラスチック製容器包装）

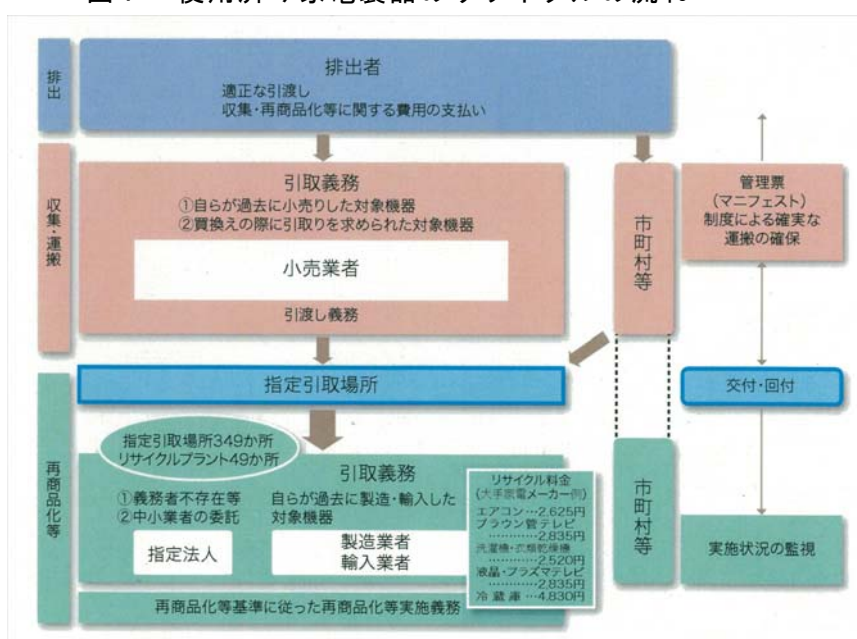


出典：「指定法人ルートによるリサイクルの流れ」財団法人日本容器包装リサイクル協会

(2) 家電リサイクル法

- 家電リサイクル法は、家庭等から排出される使用済み家電製品について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の適正な処理や資源の有効な利用の確保を図ることを目的に、平成13年4月に完全施行された。
- 対象品目は「エアコン」、「テレビ（液晶・プラズマを含む）」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」である。
- 小売業者により回収及び回収された使用済み家電製品の製造業者等による再商品化についての回収やリサイクルシステム、各主体の役割等が規定されている。

図7 使用済み家電製品のリサイクルの流れ



出典：「資源循環ハンドブック 2010」経済産業省

(3) 食品リサイクル法

- 食品リサイクル法は、食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的に平成13年5月完全施行された。
- 対象となる食品廃棄物は、食品の流通過程や消費段階で生じる食品の売れ残りや食べ残し、また、製造、加工、調理の過程において生じる動物性残渣である。(家庭から排出される生ごみは対象外)
- 対象となる事業者は、食品メーカーなどの「食品の製造・加工業者」、各種食品卸売、スーパー、コンビニなどの「食品の卸売・小売業者」、食堂、レストラン、旅館などの「飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者」である。
- 対象となる事業者（食品関連事業者）は、業種別に設定されている実施率目標の達成を目標に、食品廃棄物の再生利用等を実施する必要がある。(年間100t以上の食品廃棄物を出す食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を実施する必要)

図8 食品廃棄物と食品循環資源



出典：「資源循環ハンドブック2010」 経済産業省

(4) グリーン購入法

- グリーン購入法は、「再生品等の供給面の取り組み」に加え、「需要面からの取り組みが重要である」という観点から、平成13年4月に施行された。
- 国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指している。

(5) バイオマス活用推進基本法

- 平成21年9月に施行されたバイオマス活用推進基本法は、関係者の責務を明らかにするなどにより、バイオマス（化石資源以外の動植物由来の有機物である資源）の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
- 市町村においてもバイオマス活用推進計画の策定等により、バイオマスの活用に努めることなどが規定されている。

6. 大阪府廃棄物処理計画

○大阪府では、平成13年度に一般廃棄物と産業廃棄物に関する廃棄物処理計画を策定し、府内から発生する廃棄物の最終処分量を平成22年度に概ね半分にするという目標（平成9年度比）を掲げるなど、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の推進を行っている。（平成19年3月改正）

<基本理念>

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成

<基本方針>

- ①廃棄物の発生を抑制する
- ②リユース・リサイクルなど資源の循環的な利用を進め、処分しなければならない廃棄物を可能な限り削減する
- ③どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する
- ④府民、事業者、市町村等と連携して取り組む

<減量化の目標（単位：万 t）>

	H17年度 実績	H22年度 目標
発生量（集団回収含む）	428	434
発生抑制量	—	14
生活系	—	8
事業系	—	6
発生抑制後の排出量	428	420
生活系	239	236
事業系	190	184
再生利用量	45	88
生活系	43	55
事業系	—	26
焼却残渣からの資源化量	2	7
〔再生利用率〕	〔11%〕	〔21%〕
中間処理による減量	313	276
最終処分量	70	56

注）万 t 単位で集計したものであるため、合計が合わない場合がある

出典：「大阪府廃棄物処理計画」大阪府（平成19年3月）